

1908（明治41）年の スヴェン・ヘディンの來日とその新資料

——内閣・外務省記録への新視点もかねて

白須淨眞

はじめに

スヴェン・ヘディンは、1908（明治41）年11月に來日し12月にかけて滞在した¹。

この來日は、チベット西部の探検を終え英領インドのシムラに出たヘディンが、母國スウェーデンへの歸國に先だって、しかも「已に歐米各國ノ政府學會ヨリ相競テ招待シ來レルモノアルヲ盡ク拒絶シテ」（外務大臣・小村壽太郎の上奏文、圖1参照）²來日したものであった。ヘディンにとってこの來日は、異例の決断だったと言ってよからう。

またそのヘディンを迎えた日本側の對應も異例であった。

内閣總理大臣・桂太郎は、「勳一等瑞寶章」の授與を求める外務大臣・小村壽太郎の上奏（圖1）を認め、天皇はこれを裁可した（圖13①）。日本に寄與した外國君主や宰相クラスに相應する高い勳位勳章を、西洋の一内陸アジア學術探検家に與えたのである。加えてヘディンを謁見した天皇は、直近のチベット探検について前例のない下問も行い、外務大臣・小村は、自ら歡迎晚餐會を主宰した（圖2）。また當時の最上級の學會と目される東京地學協會は、外國人には初めてとなる金牌を授與し、帝國教育會も教育功牌を授與し、東京・京都兩帝國大學も大々的な講演會を開催した³。

¹來日したヘディンの行動の詳細を整理したものは、次の論考の一覧が便利。安部弘敏「アルマ著“Mein Bruder Sven”が語るヘディンの來日」(b)の〈第三部〉資料四、319～320頁。なお、1908年11月30日の「フシマ？（Fuschima）」は、西本願寺の門主の別邸・三夜莊のあった「伏見」を指すのであろう。ヘディンもしくは妹アルマの記録が誤っていたと思われる。

²拙稿「明治天皇のヘディン〈謁見〉と〈勳一等瑞寶章〉敍勳決定に係わる日本政府（内閣）と關係各省の記録」(b)の〈第三部〉資料二に收録。

³こうした全體的状況については、拙稿「はじめに」、(b)の13～17頁。個別研究は、拙稿「ヘ

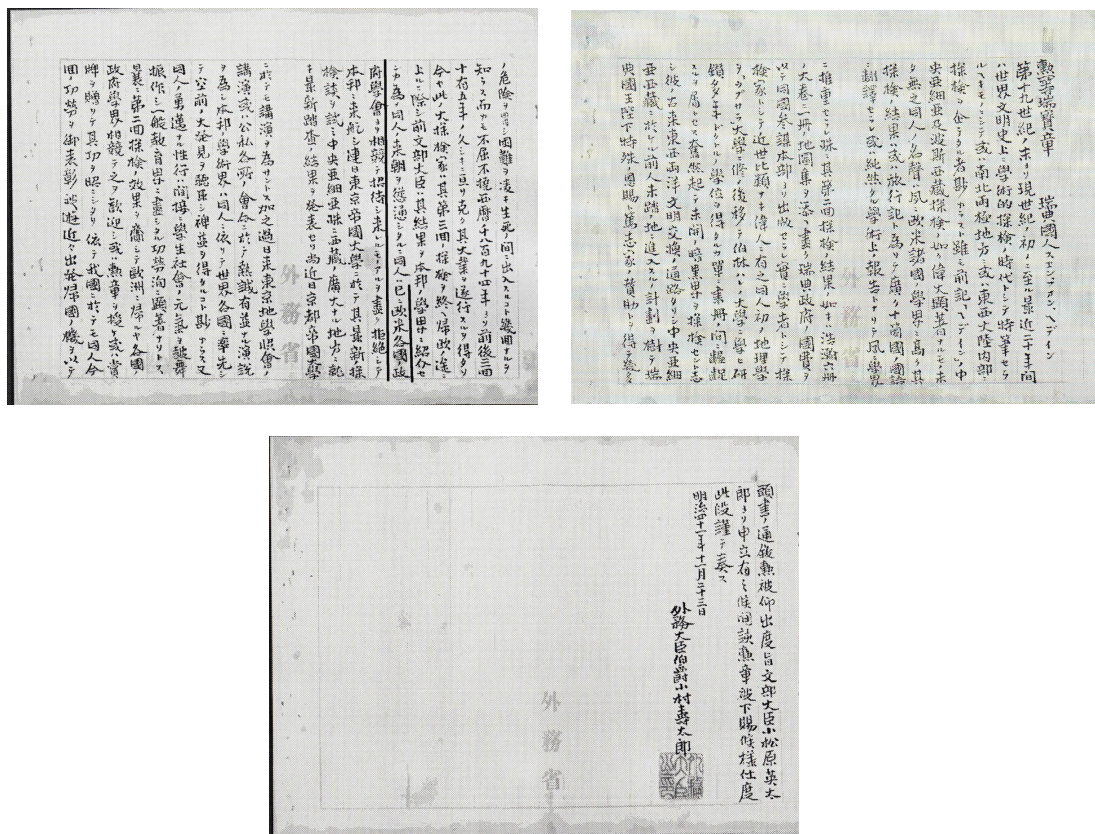


図1 1908(明治41)年11月23日、外務大臣・小村壽太郎が、ヘディンに「勲一等瑞寶章」の授與を願った上奏文

国立公文書館蔵録文と圖版、(b)の272～273、292～293頁より。

こうした「お上」のあまりに手厚い大歓迎は、日露戦争後一気に高揚していた日本社会を強く刺激し、ヘディンの歓迎は、官民挙げて熱を帯び、明治末期の大きな出来事となった。世界的な学術探検家が、探検直後、しかも西洋ではなく東洋の日本をまず最初に訪れたのだ、そうした理解を官民が共有したからであろう。しかしその大歓迎は、当事者・ヘディンさえも困惑させるほどであったという。

さてこのヘディン来日に係わる2つ異例さ、つまり「ヘディン来日への異例の決断」と「日本側の異例の歓迎」は、どのように解析していけば妥当な見解へと導けるのであろうか。発表者が係わった近年の2つの論集(a)・(b)と拙著(c)、すなわち、

ディンの日本招聘—東京地学協会と大谷光瑞、安部弘敏「ヘディンの来日と日本政府及び諸機関の対応」、高本康子「ヘディンの来日——近代日本とヘディンとチベット」、ともに(b)の〈第一部〉第二章、第三章、第四章に収録。坂口貴弘「スヴェン・ヘディンの京大訪問」『京都大学大学文書館だより』第25号、2013、8頁。なお京都大学文学部地理学教室では、この来日時のヘディンに係わる繪畫資料の整理と研究が進んでいる。田中和子「京都大学が所蔵するスウェン・ヘディンに係わる繪畫資料について—1908年におけるヘディンの日本訪問による遺産とその意義—」『人文地理』第67巻1号、2015、57～70頁。

(a)『大谷光瑞と國際政治社會——チベット、探検隊、辛亥革命』勉誠出版、2011

(b)『大谷光瑞とスウェン・ヘディン——内陸アジア探検と國際政治社會』同、2014

(c)『大谷探検隊研究の新たな地平——アジア廣域調査活動と外務省外交記録』同、2012

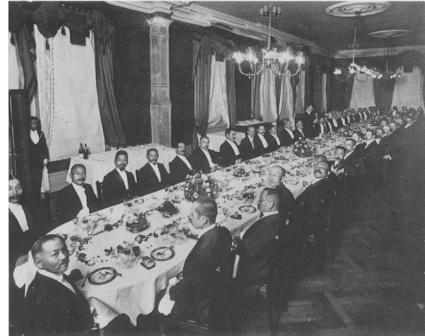


圖2 外務大臣・小村の歡迎晚餐會
於華族會館。金子民雄監修『スウェン・ヘディンと樓蘭王國展』1988～1989、148頁。(b)の
288～289、15頁より。

に提示した⁴ 内閣・外務省記録などの新資料とそれらがもたらす新視点を活用し、一つの提案を試みたい⁵。

一、日露戦争（1904～1905）後の國際政治社會の構造

學術調査に徹した他意のない探検を試みたいと願っても、またその対象域がたとえ力を失おうとしていた清國の内陸アジアであったとしても、自由に活動できたとはかぎらない。當域への勢力の扶植を謀る英露兩國とそれを阻止したい清國、その三者が織りなす力の錯綜に、さらに累加する國際情勢が極めて繁雜な國際政治社會を導出していたからである（圖3）⁶。

1906年8月19日、英領インド・カシミールのレーを發ちチベットに潛入したヘディンは、まさしくこの國際政治社會の制約に直面した。逮捕してまで潛入を阻止しようとした英國と、その地からの退去を求める清國の動きが連動したのである。1904年の英國のチベット侵攻以來激しく對立していた英清兩國が、わずかに2年後の1906年という時點で、しかも一轉して連動してしまったのは、「西藏に關する〔英清〕條約」（「中英續訂藏印條約」）が結ばれたからである。北京で、アーネスト・サトウ (ERNEST SATOW) と唐紹儀が署名したのは4月27日、ロンドンで批准書を交換したのは7月23日、つまりヘディンのチベット潛入の直前のことであつた⁷。

⁴引用に当たっては、(a)、(b)、(c)と略稱する。

⁵煩雜な研究蓄積をスリム化し、新たな見解を概論的に述べる試みである。

⁶以下に述べる國際政治社會の理解、條約等の個別の典據などの詳細は、拙稿の「總論」、すなわち「光瑞とヘディンの國際政治社會」(b)、27～66頁を参照。なおこの「總論」は、『黃文弼與中瑞西北科學考查團國際研討會論集』（2013、烏魯木齊、新疆師範大學）に收録された發表論考（479～498頁）と、“2014 Interinternational Conference Collecting Asian Objects in Colonial Korea, 1910-1945”（2014, Seoul, National Museum of Korea）に收録された發表論考（77～121頁）と對應する。

⁷このヘディンのチベット潛入は、新疆省へ向かうとみせかけたものであつた。その新疆への護照は、當時のスウェーデンの駐日公使で駐清公使を兼任したワーレンベリが北京で取得した。新疆

ところでヘディンは、チベット探検調査を英國から阻止された時、かねてより交流のあった日本の西本願寺の門主であり探検活動も展開していた大谷光瑞に、清國の護照の取得を依頼した⁸。つまり、チベットにおける活動の保證を清國に求めようとしたのである。依頼を受けた光瑞は、在清國日本公使館の協力をえて清國外務部と交渉した。光瑞自身が加わった 1907 年 4 月 13 日の交渉は、ヘディンはすでにチベットに深く潜入していたため、彼の保護を求めるものとなった。しかし清國は、在清國英國公使との連携下に「西藏に關する〔英清〕條約」を楯に即座に拒否した⁹。日露戦争後、日本の國際社會におけるステイタスが向上したと認識していた在清國日本公使館や光瑞にとっては意外なことだったかもしれないが、より留意しなくてはならないのは次の點である。それは光瑞の對清國交渉が、日本の同盟國の英國が「英露協商」の締結を目ざし水面下で露國と交渉していた、まさしくその時に重なっていたことである。

1907 年 8 月 31 日にペテルスブルクにおいて署名に至ったこの「英露協商」は、その公稱を「ペルシア、アフガニスタン及びチベットに關する英露條約」と言うように、ペルシア、アフガニスタン、チベット係わる英露兩國間の條約である。しかしこの條約が目ざしていたのは、通常の実決めではなく、もはや宿命的とまで見えた兩國百餘年對立を一舉に逆轉させ協調へと轉じること、すなわち「外交革命」にあった。したがって英國のチベット侵攻（1904）によって生じた露國との直近の對立をまず清算して、それをペルシア、アフガニスタンへと遡及させなければならなかった。つまりチベットにおける對立解消こそが最初の起點であり最も重要な要だったのである。「英露協商」に、條約當事國でない清國に係わる異例の條項、すなわち英露兩國が清國のチベットにおける宗主權をともに承認することが加えられていたのは、まさしくそのためだったのである。「英露協商」は、英國が清國の西藏に對する宗主權を認めたと理解した「西藏に關する〔英清〕條約」を前提としてさらに積み上げられた國際條約だったのである。したがって英國は、ロシアの日本への敗北という好機をしっかりととらえて、チベットにおける英國の清國への讓歩を露國にも同様に求めながら、兩國間のすべての對立の清算を一舉に謀ったのである。英露兩國がチベットで身を切るこの「痛み分け」に合意できたのは、「英露協商」がただちに「英露佛三國協商」を導出したことによく現れているように、英露協調の最大の目的が、「獨伊奧三國同盟」と對峙する「英佛露三國協商」

省では、ヘディンが實際に到來すると思っていたようで、それに係わる檔案も存在している。

⁸こうした依頼が可能であった光瑞とヘディンの交流については、金子民雄「光瑞とヘディンの交流」、(b) の〈第一部〉第一章、69～88 頁を参照。

⁹その交渉の詳細ともう一つの交渉については、前掲拙稿「光瑞とヘディンの國際政治社會」(b) の「總論」、42～50、61～63 頁。

を成立させるためだったからである（圖4）。つまり英露兩國は、バルカンに進出する獨國に對抗するためには、もはや對立したままではいることができないほどに、ヨーロッパ情勢は緊迫の度を深めていたのである。

「英露協商」と「英露佛三國協商」の起點は、遠いアジアのヒマラヤの向こうのチベットだったと言ってよかろう。したがって英露佛三國、とりわけ主導した英國が、チベット情勢に極めてナーヴァスにならざるをえなかったのはそのためなのである。

しかし一方、チベットに對する宗主權を國際的に認められた、つまりもはや他國は干渉できないと理解した清國は、「英露協商」によって生じたチベットにおける力の空白に呼應し、逆に積極的な動きをチベットに開始できることとなった。

したがって、ヘディンと大谷光瑞は、まさしくこのような當時の國際政治社會が導出したナイーブなチベットに、直接、舐觸してしまったことになる¹⁰。

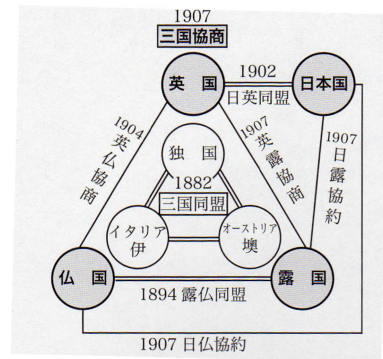


圖4 三國協商と三國同盟と日本
圖版、(b)の28頁より。

二、光瑞の動きを、さらに國際政治社會に重ね合わせると

ヘディンがチベットに潜入を謀ったおよそ1ヶ月餘日の1906（明治39）年9月26日、光瑞は神戸を出港して、清國に向かった。上海、杭州、漢口、鄭州、西安を経て、1907年の新春を四川省の成都で迎えた。そして重慶、巴東、宜昌、沙市、漢口、上海、香港、廣東、香港、再び上海と漢口を経て北京に赴き（圖3）、先に述べた1907年4月13日、外務部の直接交渉に臨んだ¹¹。對應したのはNatan〔那桐〕であった。そして在清國日本公使・林權助の同行をえて西太后の謁見も受け、慕親王（愛新覺羅溥偉）、肅親王（愛新覺羅前耆）、瞿鴻禨ら高官たちとも接觸した¹²。この光瑞の一連の清國調査は、アジア廣域調査活動、いわゆる大谷探検隊の活動に含めて検討されたことはない。しかし、ヘディンのチベット潜入と並行し、チベット方面への入り口の一つである成都にまで入り込み、しかもこうした光瑞の同行を清國官憲が警戒していたことを加えれば、注意深く凝視することが

¹⁰「英露協商」の調印に当たって、露國外務大臣イズヴォルスキーと英國ロシア公使ニコルソンが相互に交わした交換公文は、英國の制止を振り切ったヘディンのチベット潜入が念頭にあってのことであろう。前掲拙稿「光瑞とヘディンの國際政治社會」(b)の「總論」、37頁。ヘディンの行動はここまで影響を与えていたと承知すべきであろう。

¹¹前掲拙稿「光瑞とヘディンの國際政治社會」(b)の「總論」、43頁の注25。

¹²前掲拙稿「光瑞とヘディンの國際政治社會」(b)の「總論」、43～45頁。

必要であろう。

しかし光瑞の行動は、これで収まったわけではなかった。外務部交渉のほぼ2ヶ月後の1908年6月16日、北京を起點とし内外モンゴルを経由で内陸アジアへ向かういわゆる第二次大谷探検隊を派遣したのである(圖3)。内陸アジアへ向かうにはあまりにも異例のルートである。隊員は、橘瑞超と野村榮三郎である。その橘が、

其の〔光瑞の〕御命令は何事だと申しますと、即ち内外蒙古に在る所の現在の宗教なる喇嘛教及び中央亞細亞に居住する土著古人の信じて居る所のマホメット教、此等民族が此等の宗教に對していかなる信念を持って居るかと言う事を調査するのが一つの目的であります。

と明言するように、重要な目的の一つが内外モンゴルにおける「喇嘛教」、すなわちチベット佛教徒の現時点での動向を探ることにあつたことは、注目しなければならない¹³。逃亡した13世がまずチベット佛教の浸透した外モンゴルのウルガ(現、ウランバートル)に至り、次いでチベット佛教の聖地でもあつた五臺山へ移動していたことは無視できない。したがって第二次大谷隊のコースの異例性も、成都まで入った清國調査と北京における外務部との交渉という體驗に、13世の動きも踏まえたものだった、つまりチベット情勢を勘案してのものだったと推察できよう。今それをダイレクトに裏付ける證左は提示できないが、留意しておくべき2つの事實をあげておこう。

一つは、堀賢雄を北京最大のチベット寺院・雍和宮に送ってチベット僧とし、修養させていたことである(圖5)。第一次大谷探検隊員としてユーラシア大陸を横斷した堀は、日露戦争の最中の1904年、西安へと歸着した。したがって堀の雍和宮への入寺は、ちょうど13世が逃亡しチベット情勢が一舉に流動化していた時にあたる¹⁴。その雍和宮には、北京だけでなく熱河や五臺山のチベット佛教僧を管



圖5 北京・雍和宮に入り、チベット僧として修養した堀賢雄
堀賢雄は、第一次大谷探検隊員(1902~1904)であつた。堀賢雄資料。圖版、(c)の62頁より。

¹³引用資料の典據を含めて、拙稿「1908年、堀賢雄が撮影した五臺山——100餘年前のガラス乾板から」(c)の〈第二編〉第一章付編、59~71頁。

¹⁴拙稿「1908年8月の清國五臺山における一會談と國際政治社會への波紋——清國に蒙塵中のダライラマ13世と西本願寺の接觸」(c)の〈第二編〉第一章、35~58頁。前掲「1908年、堀賢雄が撮影した五臺山」も參照。

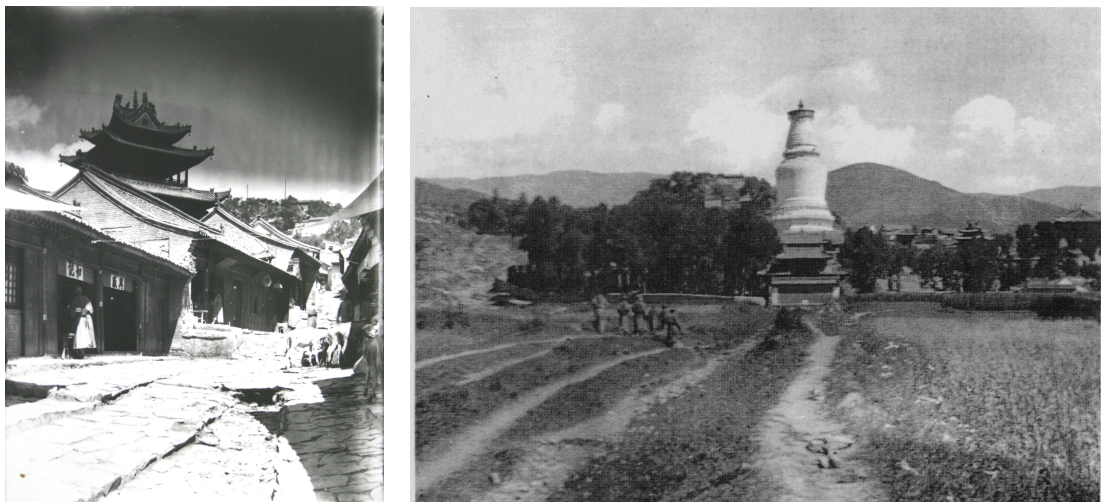


圖6 1908年8月2日、4日の五臺山會談

ヘディン來日の3ヶ月前である。五臺山・顯通寺大鐘樓とその門前町と菩薩頂を背景とする大白塔（左右逆）。會談に参加した堀が撮影。堀賢雄資料。圖版は(c)の66、68頁より。

轄して清國の佛教政策に關與し、さらに内モンゴルや青海にも坐牀寺をもつ阿嘉呼圖克圖がいた。駐京活佛である。したがってこの雍和宮が、流動化してしまったチベット佛教世界のなかにあって、以前にもまして重要なポジションを占めることになっていたことは疑いない¹⁵。すでに1899年の最初の清國調査の際、この雍和宮を訪れ阿嘉呼圖克圖とも會っていた光瑞は、必ずやこのチベット寺院・雍和宮の重要性を認識して堀を送り込んだに相違ない。

そしてもう一つは、光瑞は彼の實弟である西本願寺の清國開教總監・大谷尊由を、五臺山に居留していた13世のもとに派遣したことである。これが五臺山會談である（圖6）。1908年8月2日、4日の兩日のことで、先に挙げた堀賢雄も隨行させていた。流動化したチベット情勢を左右しかねない當時の13世の動向は、三國協商に係わる英佛露國だけでなく、獨、米國までもが關心を寄せ接觸を謀ろうと試みていた。大谷尊由と13世のこの五臺山會談の内容は、主要には日本とチベット佛僧の交換留學に係わることだけであつたはずであるが、チベット情勢に強い關心を持たざるをえない歐米諸國や清國にはそれだけとは映らなかつたはずである。光瑞がチベット情勢に介入を謀っている、そうした疑惑を生じさせたことは、疑いない。誤解を生むには十分にすぎる國際政治社會が、そう判斷させたのである。

五臺山會談後まもなく、英國大使（在日本英國大使・マクドナルド）（圖7参照）が諜報活動に係わる日本の規定に問い合わせを行い¹⁶、また、英國のチベット侵

¹⁵ 雍和宮の阿嘉呼圖克圖については、その日本招聘も含めて高本康子『明治期日本と「喇嘛教」——北京雍和宮活佛阿嘉呼圖克圖の來日を中心として』（a）の〈第二部〉第四章、299～324頁。

¹⁶ 難解な外交記録であるが、整理して報告したい。

攻（1904）にも従った英國軍人オコナーがさっそく來日し、京都・西本願寺に光瑞を訪ねことは見逃してはならない。オコナーが、さらに北京に至り、清國によって五臺山から移動させられていた13世と接觸し、在清國日本公使館にまで現れたことを加えれば¹⁷、その目的はおのずと推察されよう。

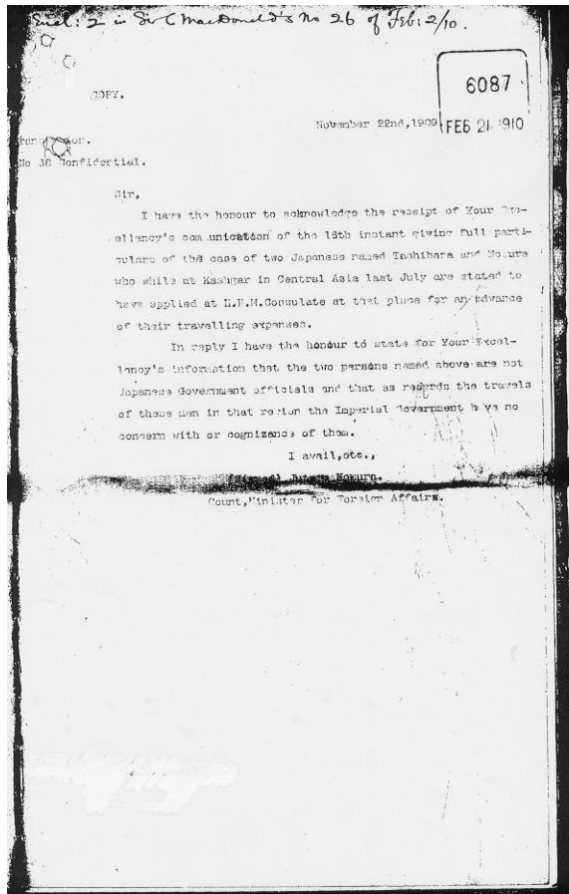


図7 1909年11月22日、外務大臣・小村の在日本國英國大使・マクドナルドに對する回答とマクドナルド
録文と圖版(c)の250頁。サー・ヒュー・コータツツイ、日英文化交流研究會譯『歴代の駐日英國大使』2007より。

三、その光瑞の動向に日本政府の動きを重ね合わせると

1905年8月12日、日英兩國は同盟の繼續に合意し第二次同盟に調印したが、それは第一次同盟そのままの繼續ではなく、次の條文が追加されていた。

第四條 大不列顛國〔大ブリテン國、すなわち英國〕ハ、印度國境ノ
安全ニ繫ル一切ノ事項ニ關シ特殊利益ヲ有スルヲ以テ、日本國ハ、前

¹⁷オコナーの一連の行動については、前掲拙稿「1908年8月の清國五臺山における一會談と國際政治社會への波紋」57頁。

記國境ノ附近ニ於テ大不列顛國カ其ノ印度領地ヲ擁護セムカ爲必要ト
認ムル措置ヲ執ルノ權利ヲ承認ス¹⁸。

つまり日本は、英國が英領インドの國境附近においてとる必要な措置まで承認する義務を負わされたのである。當時のチベット情勢の流動化を勘案すれば、英國が取ろうとする對チベット措置も當然含まれることになる、そう理解すべきである。外務大臣・小村が消極的であったにもかかわらず、日英同盟は、1905年9月5日の日露戦争の講和條約・ポーツマス條約の締結にも先だって繼續された。英國が急いだ理由には多様な要因が考えられるとしても、英國のチベット侵攻にともなう當地域の流動化に對する英國の危惧が強く作用していたことは疑いない。とすれば、チベットに潛入しているヘディンの保護を求め清國と交渉しただけでなく、英國が取り逃がした13世がまさしく滞在する内外モンゴルに第二次大谷隊を派遣し、さらには五臺山で13世と接觸してしまった光瑞の行動は、あまりに大膽で英國の疑惑を誘引するには十分であったに相違ない。内外モンゴルが、チベット佛教の浸透地域であったことは改めて言うまでもない。

まさしくこうした時なのである。英國の制止をくぐり抜けてチベットに潛入し、トランスヒマラヤ山系を發見し、インダス・ガンジス兩河の源も突き止め、大成果をあげたと稱するヘディンが、1908年10月8日、英領インドのシムラから日本へと直行したのである。それは歐米諸國からの招聘を辭し、母國への歸國を後回しにする異例の來日であった。ヘディンが横濱港についたのは、1908(明治41)年11月12日のことである。五臺山會談から、わずかに3ヶ月の後である。しかも日本政府は、そのヘディンに對して「勳一等瑞寶章」を授與し、とりわけその外務大臣・小村は、大歓迎の主役を演じるかのように振る舞った。英國に取ってみれば、「西藏に關する〔英清〕條約」條約に抵觸したヘディンを外務大臣自らが歓迎する日本のありさまは、先に觸れた日英同盟繼續の追加條項を直接持ち出すことはできないとしても不快であったに相違ない。加えて英國は、日本では東京地學協會が招聘し文部大臣が關與して決定したかのようにしてしまったこのヘディンの來日を、光瑞が主導していたことは熟知していた¹⁹。それは、シムラに届いたヘディン宛ての光瑞の招聘電である(圖8)²⁰。

¹⁸第四條の關連情報も含めて、拙稿「野村榮三郎による第三次大谷探検隊の消滅と新・三次隊の編成—英國インド政廳のカラコルム・パス通過拒否とその餘波」(c)の〈第三編〉第二章、132～133頁。

¹⁹拙稿「ヘディンの日本招聘——東京地學協會と大谷光瑞」(b)の〈第一部〉第二章、89～102頁。

²⁰金子民雄・白須淨眞「大谷光瑞がヘディンに宛てた電報と書簡」(b)の〈第三部〉資料一、249～250頁。前掲拙稿「ヘディンの日本招聘」、90頁。

しかもヘディンはこの光瑞の招聘電を駐日スウェーデン公使ワーレンベリの手紙とともに最も頼りにして来日していたことは、妹アルマの記述があきらかにしているとおりである²¹。つまり英國は、大歓迎した日本政府の背後に光瑞がいると見ていたことは疑いない。金子民雄が指摘したように、ヘディン自身がこの当時の光瑞を“Among my special friends were Count Kozui Otani”と特別な友人たちの一人として強調的に呼んでいたことは、やはり注目すべきであろう²²。

こうした英國の不信は、内外モンゴルをへて内陸アジアに入った大谷探検隊を外交問題として取り上げた英國の態度がそれを裏付けている。1908年8月、新疆のカシュガルに到達した第二次大谷隊の橘が在カシュガル英國總領事シャッターワースにとった不可解な行動を、問題視したのである²³。それはお金の貸借を求め、通行不能の峠の通過を求めたこと、つまり非常識な要求したことを切っ掛けとして英國のテリトリー（おそらく英國のスタインがすでに調査した西域南道²⁴）を侵したことへと増幅させ、現実化させてしまった。1909年11月15日、在日本國英國大使・マクドナルド（圖7）は、外務大臣・小村に對し、日本政府が2人の日本人を使って内陸アジアの英國のテリトリーで情報活動をしているかのように抗議をしてきたのである²⁵。2人の日本人が、光瑞が派遣していた第二次大谷隊の橘と野村であることは言うまでもない。

これに對して小村は、この2人は日本政府とはまったく無関係と英國大使・マクドナルドに回答して突っぱねた（圖7）²⁶。確かに日本政府がこの2人を派遣し

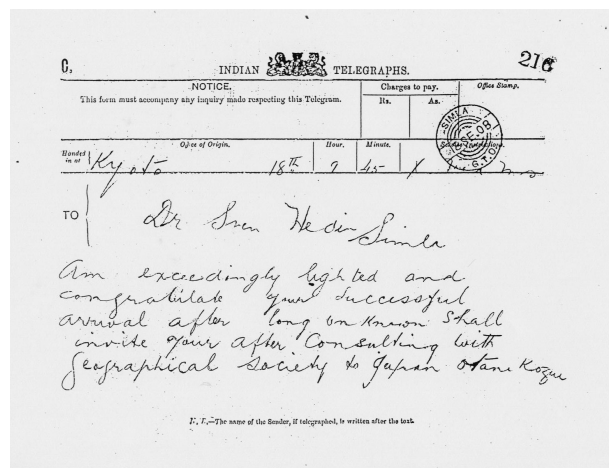


圖8 1908年9月18日、シムラ着の大谷光瑞のヘディン招聘電
スウェーデンの國立民族學博物館藏 録文と圖版(c)の250頁。

²¹前掲、安部弘敏「アルマ著“Mein Bruder Sven”が語るヘディンの来日」(b)の〈第三部〉資料四、317～318頁。

²²金子民雄「おわりに」(b)の430頁。

²³拙稿「野村榮三郎による第三次大谷探検隊の消滅と新・三次隊の編成——英國インド政廳のカラコルム・パス通過拒否とその餘波」(c)の〈第三編〉第二章、134～139頁。

²⁴大谷隊が、ホータンから東の西域南道を窺ったのは、この時が初めてである。證左はなく推定に過ぎないが、英國は、チベットに近いこと、したがって當地への潜入も危惧していたかもしれない。

²⁵前掲拙稿「野村榮三郎による第三次大谷探検隊の消滅と新・三次隊の編成」、140～142頁。

²⁶前掲拙稿「野村榮三郎による第三次大谷探検隊の消滅と新・三次隊の編成」、142～143頁。

たことはなく、まったく無関係であったから、この態度は毅然として立派であるが、その毅然さを凌駕してしまう次の事実も熟知しておくべきであろう。この時、外務大臣・小村は、2人の日本人が野村、橘であることも、當時の大谷探検隊の行動についてもまったく何も知らなかったことである。つまり抗議されたことは日本政府と関係ありませんという一点での事実強調でしかなかったのである。したがって光瑞に問い合わせた節もないように、外務大臣・小村は、英國の抗議の深い背景や光瑞がチベット問題へ舐觸していることなどにはまったく気づいていなかったのである。英國抗議の経緯を探ってその真意を探ろうともせず無視に等しい態度を取ったのはおそらくはそのためで、それはやはり失策であろう²⁷。したがって結果的には、外務大臣・小村は、ヘディンの大歓迎も相乗させて英國の不信感をさらに増幅させてしまったことになる。

その外務大臣・小村が、光瑞の行動が日英同盟関係に重大な齟齬を来すと

感じたのは、マクドナルドの抗議から約2ヶ月を経た1910年2月13日のことである。それは在カルカッタ総領事代理・平田知夫の「大谷伯一行ノ動靜ニ關スル件」という135行にも及ぶ長文の機密公信を受け取った時である(図9)²⁸。その公信には、カルカッタ総領事と英國インド政廳と行き交った英文公信の焼き付けまでをすべて附した異例のものであった。その内容を概括的に示せば、インドに先發



図9 1910(明治43)年2月23日、外務省が接受した在カルカッタ総領事代理平田知夫の機密公信「大谷伯一行ノ動靜ニ關スル件」
外務省外交史料館蔵 録文と圖版(c)の329~335頁、108頁より。外務大臣・小村は、この公信によって、大谷光瑞とその探検隊に對する英國の疑惑の深いことを初めて承知した。

²⁷外務省が、光瑞がチベットに對して取った一連の行動に報告を求めたのは、1912年、つまり辛亥革命後になってからのことであった。革命政府と積極的に接觸しチベット問題にも継続的に係わりとする光瑞の行動を無視できなくなったからである。拙稿「外務本省に提出された西藏問題に係わる一報告書——一九一二年(明治四十五)二月十三日、西本願寺が提出した報告書の紹介とその解説」(a)の〈第二部〉第四章、263~297頁。

²⁸全文の移録文は、拙稿「大谷伯一行ノ動靜ニ關スル件——明治43(1909)年1月24日、在カルカッタ総領事代理・平田知夫が外務大臣伯爵小村壽太郎へ送付した機密公信の録文」(c)の〈第五・付編〉付編三、329~335頁。

してカシュガルから南下した第二次大谷探検隊の橘と野村に合流した大谷光瑞は、英領インドでの調査を展開するとともに、次のような計画を立てていた。英領インドを起点として、ネパールのほぼ全域を調査し、チベットのギャンツェにまで向かい²⁹、加えてカラコルム峠を通過して内陸アジアの再度の調査までおこなう³⁰。

したがって光瑞は、総領事代理・平田を通し外交ルートで公式に英國インド政廳にすべてを申請したのである。しかし英國インド政廳は、その申請をことごとく、しかも一切の理由も言わず拒絶してきたのである。同盟國に對するこの理不盡な態度に驚いた総領事代理・平田は、直接交渉に及んだ。しかし英國インド政廳は、「拒絶ノ理由ニ至リテハ事ヲ左右に託シテ」まったく明言しなかったのである³¹。総領事代理・平田は、光瑞の行動がインド國境付近の英國のすべての行動を日本は承知するという日英同盟に舐觸したのではと察知し、交渉を取りやめ、外務大臣・小村に判断を求めたのである。外務大臣・小村が英國の深い不信に氣づいたのはこの時なのである。マクドナルドからの抗議が實は約2ヶ月前あったことを、機密交信によってインド総領事代理・平田だけでなく在英大使・加藤高明に初めて知らせたことが、それを裏付ける（圖10、圖11）³²。つまりそれまで外務大臣・小村は英國の抗議を受けてもそのシグナルを読み取れず何も對應していなかった、單なる誤解とみてやり過ごしていたいたのである。

したがってそれを1908年11月からのヘディン來日時に取った外務大臣・小村の行動と重ねれば、外務大臣としては無神経であった、現在確認している資料からはそのように言わざるをえない。ただしそれが外務大臣・小村の確信的行動であった可能性もまったく皆無ではなく、この點からの検討も求められることは付言しておきたいが³³。

²⁹ 拙稿「大谷光瑞がダライラマ13世に宛てた1910年2月7日付け英文書簡—大谷探検隊への英國・英國インド政廳及び外務省の對應」(c)の〈第三編〉第一章、93～103頁。

³⁰ 前掲拙稿「野村榮三郎による第三次大谷探検隊の消滅と新・三次隊の編成」、122頁。

³¹ 前掲拙稿「野村榮三郎による第三次大谷探検隊の消滅と新・三次隊の編成」、123～133頁。前掲拙稿「大谷伯一行ノ動靜ニ關スル件」、333頁の移録文の90～91行目。

³² 前掲拙稿「野村榮三郎による第三次大谷探検隊の消滅と新・三次隊の編成」、135～144頁。

³³ それは天皇のヘディン謁見に、通常のフランス語を用いなくてロシア語の通譯を立てたことである。シベリア鐵道で歸國するヘディンが、ロシア皇帝ニコライに會うことを承知してのことであろう。つまり1907年の日露協約による日露接近が與えた日英關係は無視できない。また光瑞も何らかの間接的關與した氣配があるが、これは研究が十分でない。これも付言に留める理由の一つである。

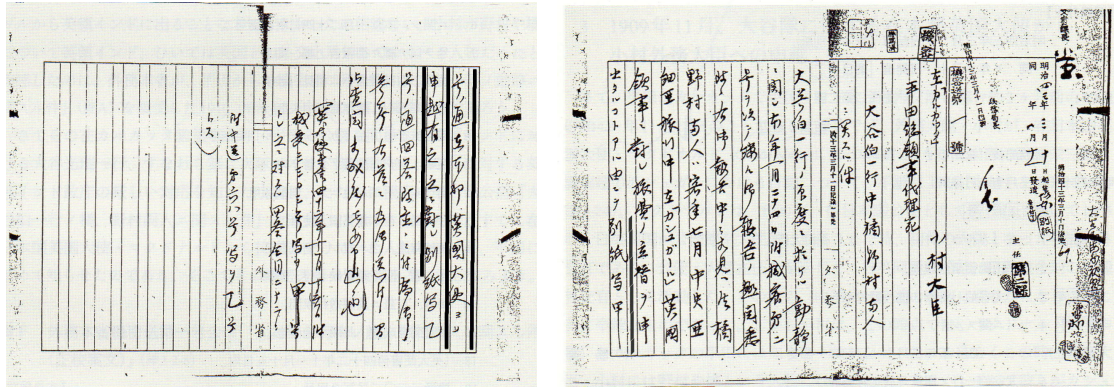


図10 1910（明治43）年3月11日、外務大臣・小村が、在カルカッタ総領事代理平田知夫に、日本國英國大使・マクドナルドの抗議をうけ回答していたことを、初めて知らせた機密公信
外務省外交史料館蔵 録文と圖版(c)の134～135頁、136頁より。

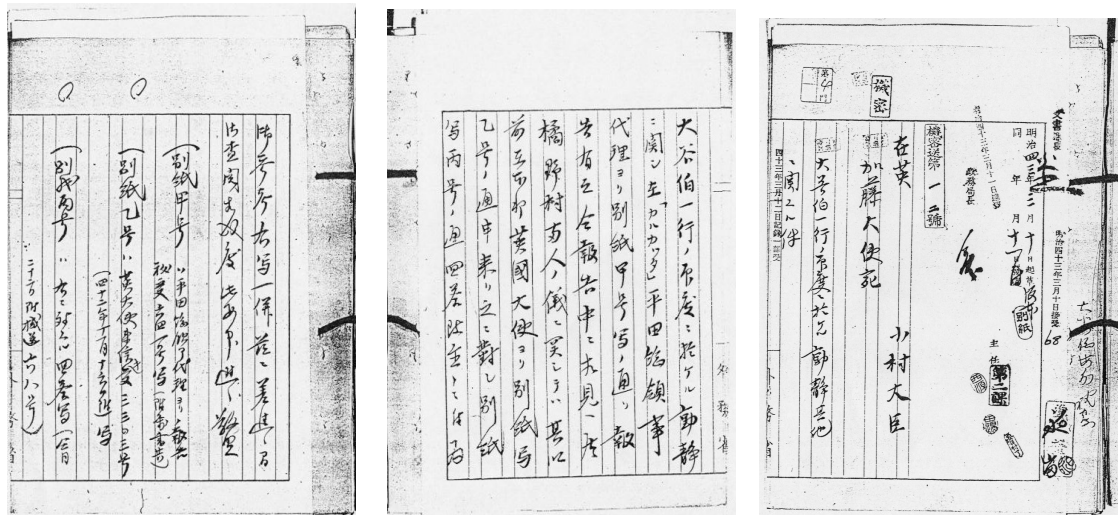


図11 1910（明治43）年3月11日、外務大臣・小村が在英大使・加藤高明に發遣した機密公信「大谷伯一行ノ印度に於ケル動向其他二關スル件」
外務省外交史料館蔵 録文と圖版(c)の143～144頁、145頁より。

おわりに

以上が、内閣・外務省兩記録を中心として読み取れた「ヘディンの來日」に係わる新視點である。「ヘディンの來日」に限定した本報告では、ここで區切らなければならないが、光瑞の行動は止まったわけではない。通常、光瑞が派遣した大谷探檢隊は、吉川小一郎の歸國1904年を以て終了と見る向きが多いが、その終了後も、英國を欺いて英領インドからチベットに送り込んだ青木文教や多田等見を引き返させず、留學を繼續させたことを無視してはならない。つまり私が最も求めたいことは、外交官でも

政治家でもない光瑞がなぜにチベットに深くふかく係わり続けようとしたのか、その理由なのである。しかもそれは、内陸アジアに限らないアジア廣域調査活動を開始した光瑞が、その最初期から念頭に置いていたことだったとも推察している。そしてその推察に当たって缺いてはならないことは、光瑞が大乘佛教の究極と強く意識する淨土眞宗の僧侶にして西本願寺教團の新門、次いで門主であったことである。つまりそれこそが光瑞にチベットへのこだわりを持ち続けさせた根源的理由ではなかったのか、そう感じているのである³⁴。光瑞は、淨土眞宗の僧侶（圖 12）にして探検活動を行ったのであり、探検家がたまたま僧侶であったのではない、それが私の確信である。光瑞研究の原點は、ここに置くべきなのである。

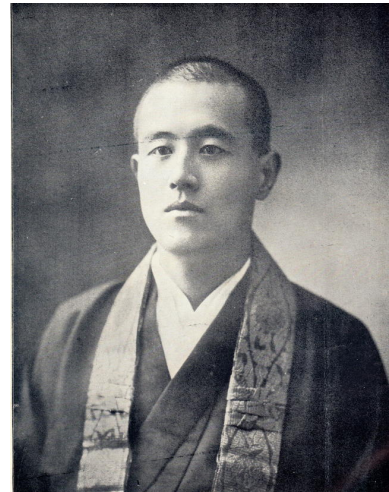


圖 12 剃髮・僧形姿の大谷光瑞
圖版は、『遠忌大觀』1911 より

附 6世紀麴氏高昌國における高昌王の傳令文書と20世紀初頭の明治天皇裁可公文書との相關³⁵

かつて私は、「外務本省における〈公信〉の接受と發遣——第三次大谷探検隊に係わる〈公信〉と唐代官文書の對比——」と題した論考によって³⁶、外務本省における〈公信〉の處理過程を唐代官文書と對比したことがある。そして對比が可能な理由として、

蓄積された唐代官文書の解析手法は、時と場を大きく隔てながらもこの公信の「官文書」としての理解を助けるようである。古代中國世界の官文書とわが國近代の外交記録が通じあうのは驚きではあるが、雙

³⁴したがって私は、現實の國際政治社會に踏み込んでいった光瑞の齟齬だけを解明しようとしているのではない。むしろ目ざすところとは逆であって、外務省外交記録などかつて活用されたことのない新資料の解析を通して、外交官でも政治家でもない光瑞の淨土眞宗の僧侶として行動を歴史的現實において解析し、從來曖昧にされてきた光瑞像の一端を明確化したいと願っているのである。敢えて訴えておきたい。なおこの點に係わって、大谷探検隊、すなわち光瑞のアジア廣域調査活動の淵源と終焉の雙方を再検討した次の論考を用意している。「大谷探検隊に先行する眞宗青年僧の英領下セイロンへの留學——1889（明治22）年留學・徳澤智恵藏を中心とする整理の現段階」（退職記念論集に収録、荒川正晴・柴田幹夫編『シルクロードと近代日本の邂逅』勉誠出版、近刊）。

³⁵関連事項ではあるが、發表の主題と相違するため「附」とし、ここでは①と②の類似性を指摘するに留める。

³⁶(c)の〈第五・付編〉付編一として収録。

方の高度な文書行政が産み出した官文書としての完成度の高さ、そこに一定度の普遍性が存在するからであろう。

とのべた。つまり、たとえ長い時を隔て、また作成の場を異にしても、唐代官文書と日本国外務省の外交記録に残された〈公信〉の間に共通する諸点が見いだせるのは、極めて完成度の高い文書行政が産み出した普遍性に起因するという趣旨である。

今回指摘するは、①内閣総理大臣・桂太郎がヘディン敍勳を求めたことに對して天皇の裁可があったことを示す 20 世紀初頭の日本の公文書と、② 6 世紀中葉のトゥルフアン出土文書との共通性である。トゥルフアン出土文書は、すでに明らかにしたように「延昌六年（566）呂阿子の辭」に對する高昌王の「令」を傳えた麴氏高昌國の公文書を指す³⁷。まず①と②を、圖示してみよう（圖 13）³⁸。

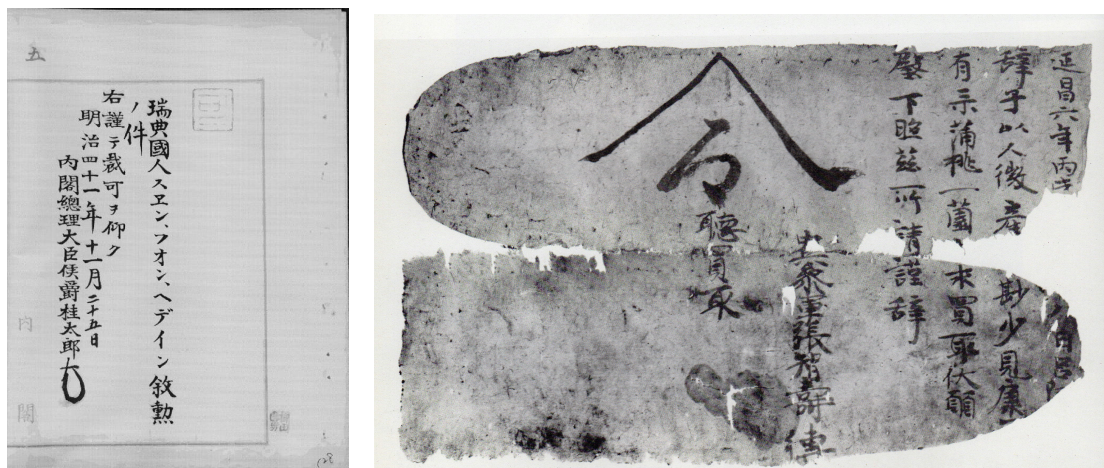


圖 13 ① 20 世紀初頭の日本の公文書 ② 6 世紀中葉のトゥルフアン出土文書
国立公文書館蔵。録文と図版、(b) の 14 頁より。 唐長孺主編『吐魯番出土文書』式、1994、140 頁より。

①は、天皇の裁可を示す可の印を、②は高昌王の裁可を示す「令」字の大書を特色とする。ともに最高統治者の判断、つまり國家意思の決定を示す事例である。

①の作成過程は、次のように推定される。まず、内閣では、内閣の罫紙に、総理大臣・桂太郎の裁可を仰ぐ文面を書寫して桂がサイン（花押）し、宮内省へ送付した³⁹。その際、天皇の裁可を示す可の印を捺す箇所（罫線内の冒頭の第 1～4 行）

³⁷拙稿「麴氏高昌國における王令とその傳達」『東洋史研究』56-3、1997。

³⁸①は、(c) の拙稿「はじめに」14 頁。②は、新疆維吾爾自治區博物館『新疆出土文物』1975、42 頁の圖六九。

³⁹その際、「1908（明治 41）年 11 月 23 日、外務大臣・小村壽太郎が天皇へのヘディンの敍勳を願う上奏文」と「1908（明治 41）年 11 月 25 日、内閣総理大臣・桂太郎と賞勳局總裁が、ヘディ

は、次のように空白としてあけておいた⁴⁰。

【罫線外】

【罫線内】

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5 瑞典國人スエン、フオン、ヘデイン敍勳
- 6 ノ件
- 7 右謹テ裁可ヲ仰ク
- 8 明治四十一年十一月二十五日
- 9 内閣總理大臣侯爵桂太郎「桂のサイン」
- 10
- (罫紙柱) 内 閣
- 11 (以下餘白)

それを受理した宮内省では、天皇の裁可を受けて「回」の印を捺し、それを内閣府に返還した。そして裁可にともなう手続きが完了した後、その裁可書を内閣記録課が保管した⁴¹。それが①であり、次のように移録される。アンダーライン部分が裁可にともなう宮内省における押印と、内閣への返却後の追記である。

【罫線外】

「柳田國男」128

【罫線内】

- 1
- 2 回
- 3
- 4

ン敍勳に係わる外務大臣・小村壽太郎の上奏文を調査し、その敍勳を天皇が仰せ出されることを願った公文書の2つが別紙として付された。これらは「瑞典國人スエン、フオン、ヘデイン敍勳ノ件」の詳細である（録文の5～6行）。この二つの別紙は、②『「延昌六年（566）呂阿子の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書』の前半の「辭」に對應する。

⁴⁰この二つの別紙も、あわせて宮内省から内閣に返却された。提出された2つの別紙が内閣側の記録に残されているからである。これは内閣側の記録に二つの別紙の正校案文が残されていない、つまり作成されていないことによっても裏付けられる。つまり①と同様に返却されることが前提だったために、正校案文は作成されなかったのであろう。

⁴¹「簿冊（収録ファイル）目次」によれば、「(罫紙柱) 内閣記録課」とあるように、この①は、間違いなく内閣記録課によって保管されていた。

- 5 瑞典國人スエン、フオン、ヘディン敍勳
- 6 ノ件
- 7 右謹テ裁可ヲ仰ク
- 8 明治四十一年十一月二十五日
- 9 内閣總理大臣侯爵桂太郎「桂のサイン」
- 五 10
- (罫紙柱) 内 閣
- 11 (以下餘白)

したがって天皇裁可を仰ぐ公文書（内閣總理大臣のヘディンへの敍勳を裁可を求める上奏）が、そのまま天皇の裁可書へと変わったことになる⁴²。つまり上奏に對する裁可書が新たに作成されなかったことが、①の著しい特色なのである。

實はこの點が、かつて検討したことのある次の②と類似する。

②「延昌六年（566）呂阿子の辭」に對する高昌王の「令」を傳えた麴氏高昌國の公文書

- 1 延昌六年丙戌□ □ □八日、呂阿子
- 2 辭。子以人微、産□尠少、見康□
- 3 有桑・蒲桃一園、□求買取。伏願
- 4 殿下照慈所請。謹辭。
- 5 中兵參軍張智壽傳
- 6 令：聽買取

延昌六年丙戌□□八日、呂阿子の辭。呂阿子は身分が低く財産も大變少ないため、康□が桑とブドウ畑を一か所に所有しているのをみて買い取りたくお願い申し上げます。どうか殿下（高昌王）がこの願いに配慮いただきますよう謹んで申し上げます。
中兵參軍の張智壽が、「〔王の〕令（すなわち）買い取りを聽せ。」を伝える。

これは「延昌六年（566）呂阿子の辭」が麴氏高昌國の所管の官廳（尚書制の民部）から上奏された際、麴氏高昌國の國王がこれを裁可して「令」字を大書し⁴³、それを中兵參軍張智壽（門下的官制官員）が上奏を擔當した所管の官廳（尚

⁴²罫線外の印「柳田國男」は、民俗學者でもあった柳田國男である。當時は、内閣記録課と宮内書記官を兼任していた時期であり、どちらの立場でこの印が捺されたかは判断に迷うところである。

⁴³大書された「令」字は、高昌王が直接書いたものではなく、門下的官制の官員が書いたものである。回印の印ももちろん天皇が捺したのではないことは自明で、宮内省の官員の手になるものである。

書制官の民部）に傳達、つまり返送したものである。この裁可の大書「令」字が、天皇の裁可を示す^①の印と對應する。つまり「延昌六年（566）呂阿子の辭」を上奏した所管の官廳（尚書制官の民部）は、その辭の後半部分に「令」の大書が書かれる箇所をあらかじめ空白として上奏し、上奏を受理した官廳（門下制官）はその餘白に裁可を示す「令」字を大書して返却したのである。上奏と裁可書が分離せず一體化していることが、①と②に共通しているのである。こうした特色は、天皇の裁可を必要とする、あるいは高昌王の裁可を必要とするために上奏する數ある事項のうち、日常的に多發し、しかもパターン化して事務的に處理可能な案件（ここでは、敘勳の裁可、民の土地取得などに對する裁可）などに適應されたのであろう。多發、定型化した案件において、裁可書を改めて作成する煩雜さを省略し、簡素化機能化された公文書と推定されよう。こうした事例がすでに6世紀に見いだせるだけでなく日本の近代内閣文書にも見いだせることは、これもまた高度な文書行政がすでに到達していた普遍性を持つ一例とみればよかろう。なおこの指摘は、文書の時代性を越えた機能性からの視點に限ったものである。

（作者は廣島大學敦煌學プロジェクト研究センター研究員）